

教派別

布教所

内地人

朝鮮人

外國人

徒

基督教 日本メソヂスト教會 日本聯合基督教會 東洋宣教會 朝鮮耶蘇教長老教會 天主教會 美露監理會 南正教會 七日安息日耶蘇再臨會 東洋宣教會 朝鮮基督教會	基督教 日本メソヂスト教會 日本聯合基督教會 東洋宣教會 朝鮮耶蘇教長老教會 天主教會 美露監理會 南正教會 七日安息日耶蘇再臨會 東洋宣教會 朝鮮基督教會	基督教 日本メソヂスト教會 日本聯合基督教會 東洋宣教會 朝鮮耶蘇教長老教會 天主教會 美露監理會 南正教會 七日安息日耶蘇再臨會 東洋宣教會 朝鮮基督教會	基督教 日本メソヂスト教會 日本聯合基督教會 東洋宣教會 朝鮮耶蘇教長老教會 天主教會 美露監理會 南正教會 七日安息日耶蘇再臨會 東洋宣教會 朝鮮基督教會	基督教 日本メソヂスト教會 日本聯合基督教會 東洋宣教會 朝鮮耶蘇教長老教會 天主教會 美露監理會 南正教會 七日安息日耶蘇再臨會 東洋宣教會 朝鮮基督教會	基督教 日本メソヂスト教會 日本聯合基督教會 東洋宣教會 朝鮮耶蘇教長老教會 天主教會 美露監理會 南正教會 七日安息日耶蘇再臨會 東洋宣教會 朝鮮基督教會
三一五〇	二九九〇	二八五〇	二七〇〇	二六〇〇	二四四〇
一九九〇	一九〇〇	一八〇〇	一七〇〇	一六〇〇	一四四〇
一七九〇	一七〇〇	一六〇〇	一五〇〇	一四〇〇	一三〇〇
一五九〇	一五〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一二〇〇	一一〇〇
一三九〇	一三〇〇	一二〇〇	一一〇〇	一〇〇〇	九〇〇
一一九〇	一一〇〇	一〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇
九九〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇
七九〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇
五九〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇
三九〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

徒

其合計他		
教宗派別	X布寺教院所	布教狀況(1)
神道實大金神天道	X布寺教院所	三一五〇
本願寺派	布教者	二九九〇
同大谷派	內地人	二八五〇
内地佛教徒宗本願寺派	朝鮮人	二七〇〇
X X	外國人	一六〇〇
二四六三一〇八一四三二三	徒	九九〇
二四六三一〇八一四三二三	計	三九〇

大正十二年十二月末日

教宗派別	X布寺教院所	布教狀況(1)	大正十二年十二月末日
神道實大金神天道	X布寺教院所	三一五〇	二四六三一〇八一四三二三
本願寺派	布教者	二九九〇	二四六三一〇八一四三二三
同大谷派	內地人	二八五〇	二一〇〇
内地佛教徒宗本願寺派	朝鮮人	二七〇〇	二一〇〇
X X	外國人	一六〇〇	一六〇〇
二四六三一〇八一四三二三	徒	九九〇	九九〇
二四六三一〇八一四三二三	計	三九〇	三九〇

第十七章 祭祀及宗教

三四六

教派別	布教所	布教者	內地人	朝鮮人	外國人	計
真宗山元派			八九六	一七四	一	一七五
同淨土宗			一七一	一	一	一七二
真言宗各派聯合			一七〇	一	一	一七一
同醍醐派修驗道			一七〇	一	一	一七一
新義真言宗智山派			一七〇	一	一	一七一
同曹洞宗			一七〇	一	一	一七一
臨濟宗妙心寺派			一七〇	一	一	一七一
東禪寺蓮宗派			一七〇	一	一	一七一

合	朝鮮佛教	本門佛教	顯本法華	黃本法華	芸本法華	計
X X X						
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
(信尼)七、一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

第十八章 警察

警察及衛生の事務は道知事の権限に属し各府郡島に警察署を置き一面一所の割合に駐在所を又其の下に駐在所派出所出張所を置き重要な箇所には特に警部補を配置し輕易なる事件を警察署若は署長の名に於て處理せしめ治安維持及保護の徹底を圖れり警察官の増減及配置は各道の面積及人口に鑑み併せて地形民情を考察して之を定めたり隨て京畿道及國境方面の各道は他の道と事情を異にし特に多數の人員を配置す

道別 区分	警務機關			大正十三年六月
	府郡島數	警察署	派出所官	
京畿道	四〇三	四〇三	四一八	
忠清道	一〇九	一〇九	一一〇	
淸南道	一〇九	一〇九	一一〇	
咸鏡北道	一〇九	一〇九	一一〇	
咸鏡南道	一〇九	一〇九	一一〇	
江原道	一〇九	一〇九	一一〇	
慶尚道	一〇九	一〇九	一一〇	
忠淸南道	一〇九	一〇九	一一〇	
江原道	一〇九	一〇九	一一〇	
慶尚北道	一〇九	一〇九	一一〇	
忠淸北道	一〇九	一〇九	一一〇	
全羅北道	一〇九	一〇九	一一〇	
全羅南道	一〇九	一〇九	一一〇	
江原道	一〇九	一〇九	一一〇	
忠淸道	一〇九	一〇九	一一〇	
慶尚道	一〇九	一〇九	一一〇	
咸鏡道	一〇九	一〇九	一一〇	
計	九〇九	九〇九	九〇九	
内地人	一、三五九	一、三五九	一、三五九	
朝鮮人	一、一、五五九	一、一、五五九	一、一、五五九	
外國人	一、二七九	一、二七九	一、二七九	

全羅慶尚道	一〇九	一〇九	一一〇
忠淸北道	一〇九	一〇九	一一〇
忠淸南道	一〇九	一〇九	一一〇
江原道	一〇九	一〇九	一一〇
咸鏡北道	一〇九	一〇九	一一〇
咸鏡南道	一〇九	一〇九	一一〇
江原道	一〇九	一〇九	一一〇
慶尚北道	一〇九	一〇九	一一〇
慶尚南道	一〇九	一〇九	一一〇
忠淸道	一〇九	一〇九	一一〇
全羅道	一〇九	一〇九	一一〇
咸鏡道	一〇九	一〇九	一一〇
計	九〇九	九〇九	九〇九

此外水上警備として現在沿岸二十一箇所に配置せる警備船は汽船六隻發動機船廿六隻合計三十二隻となる此等の警備船は其の設置の當時に在りては主として海賊及暴徒の掃蕩に使用したものなりしも爾後海運の發達漁業の振興等に因り海上に於ける警察事故激増し其の出動を要するこ頻々たるに至りしを以て或は陸軍省所管船の借入をなし又は海軍省所屬船の保管換及揮發油發動船の新造等に依りて其の隻数並噸數を増

大し以て沿岸主要港灣に配置したり然れども出動上尙遺憾の點渺からず且在外不逞鮮人に對する警戒等に關しても亦至大的注意を拂はざるべからざるを以て大正六年に十六噸の發動機船三隻を新造し大正七年に十六噸の發動機船三隻大正八年に二十噸の發動機船二隻、大正九年度に於て五十噸級の汽船二隻、大正十年度に同一隻を新造して水上警備を完からしめんことを期せり

第二節 警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所あり警察官吏若くは警察官吏たるべき者に對して警察に關する學術及實務を教授す本所は朝鮮總督の管理に屬する警察官吏教養機關として獨立せしめたるものにして所長教授助教授等數名の專任者を配置し講習科及教習科を置き講習科は本科別科に分ち本科は現に監督者たり又は將來監督者たるむごする者に對して德操を練磨し必須の學科實科を習得せしむるを以て目的とし其の修業期間は一箇年なり別科は現に特種勤務に從事し又は將來特種勤務に從事せむごする者に對して其の德操を練磨し必須の學科實科を習得せしむるを以て目的となし修

業期間は其の都度之を定め朝鮮全道に配置すべき初任巡查に對して警察官に必要なる訓育教養を施すことなせり

烽 燐 (經國大典)

木覓山烽燧東第一。准永安道江原道來楊州峴嵯山烽燧。第二。准慶尙道來廣州穿川嶺烽燧。第三。准平安道陸路來母岳東峰烽燧。第四。准平安道黃海道海路來母岳西峰烽燧。第五。准忠清道全羅道來陽川開花山烽燧。烽燧平時一炬。賊現則二炬。近境則三炬。犯境則四炬。接戰則五炬。

第十九章 衛 生

併合以來總督府は特に衛生に留意して總督府醫院の外各道に慈惠醫院を設置し又警察醫を配置して傍ら一般患者の診療に從事せしめ更に各地に公醫を配置し警察醫と相俟て一般に醫藥の便を與へ大正八年八月より各道に衛生技師同技手を配置して衛生施設の改善を圖り飲料水改良方法としては有數の市街地に水道を敷設し或は其の市街地をして水道を敷設せしめ一面各道に國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を獎勵し傳染病及獸疫の豫防或は除穢事業の如き亦常に厲行して以て衛生機關の充實と社會衛生の進歩を圖れり

第一節 醫 療 機 關

大正十三年九月末に於ける醫療機關の狀況左の如し

道名	醫(病)院	醫	醫
官立	公私立	内地人	朝鮮人
計	計	計	計
京忠慶度黃平江咸	一	一	一
北北南南北北南南	二	二	二
道道道道道道道道	二	二	二
計	二	二	二
元四二二三一一二二四三一一二	一	一	一
八二二三二七平四〇五五五四一三	一	一	一
六七四〇四三三七九六五二	一	一	一
五二元三六四三二七五五五五五	一	一	一
五五二二元六四究究七五五五五五	一	一	一
四一一二一三二二〇四一三一三	一	一	一
一七二七七七七七七七七七七	一	一	一
八三二二六六八一七七九五四三六	一	一	一
九八五二三二五五五五八七七二	一	一	一
一十一一一一一一一一一一一	一	一	一
七八五五七七七七七七七七七	一	一	一
管	管	管	管
究究九九五五五五五五五五	一	一	一

道名	醫(病)院	醫	醫
官立	公私立	内地人	朝鮮人
計	計	計	計
京忠慶度黃平江咸	一	一	一
北北南南北北南南	二	二	二
道道道道道道道道	二	二	二
計	二	二	二
元四二二三一一二二四三一一二	一	一	一
八二二三二七平四〇五五五四一三	一	一	一
六七四〇四三三七九六五二	一	一	一
五二元三六四三二七五五五五五	一	一	一
五五二二元六四究究七五五五五五	一	一	一
四一一二一三二二〇四一三一三	一	一	一
一七二七七七七七七七七七	一	一	一
八三二二六六八一七七九五四三六	一	一	一
九八五二三二五五五五八七七二	一	一	一
一十一一一一一一一一一一一	一	一	一
七八五五七七七七七七七	一	一	一
管	管	管	管
究究九九五五五五五五五五	一	一	一

年	傳染病院及隔離病舎			隔 離 病 院	隔 離 病 舍	合 計
	官 立	傳 染	病 院			
大正十年末	一	一	一	元	一	一
同十一年末	四	四	四	一五	一五	二
同十二年末	四	四	四	一五	一五	二
	三	三	三	三	三	三
	元	元	元	元	元	元
	元	元	元	元	元	元
	元	元	元	元	元	元

イ・**醫師** 朝鮮の僻地に於ては今尙醫師稀少にして地方衛生上頗る不安を免れず仍て大正三年七月醫師試験規則を發布して優良なる醫師の増加を計畫せり
歯科醫は全道を通じ僅に百二十二名（大正十二年六月末現在）に過ぎず此他百五十八名（大正十一年六月末現在）の入歯營業者あるも専ら技工に從事し醫術の素養なきを以て大正十年六月歯科醫師試験規則を發布し優良なる歯科醫の増加を計畫せり然ざも一般醫師及歯科醫の普及は容易ならざるを以て邊陬の地に於ては醫術及歯科

一 醫術の経験を有する者に地域及期間を限りて醫業又は入歯營業を免許しつゝあり都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見つゝあるも僻地に於ては僅に慈惠醫院の巡回診療等に依りて患者を診療し得るに過ぎざりしに由り大正三年四月公醫制度を布きて全道に百三十七名の醫師を配置し主として民間診療を爲さしむるこ共に各官廳の衛生事務に從事せしむること、せり現在定員二百二十八名一人當年手當平均千五百圓を給し人材の招致に意を致しつゝあり

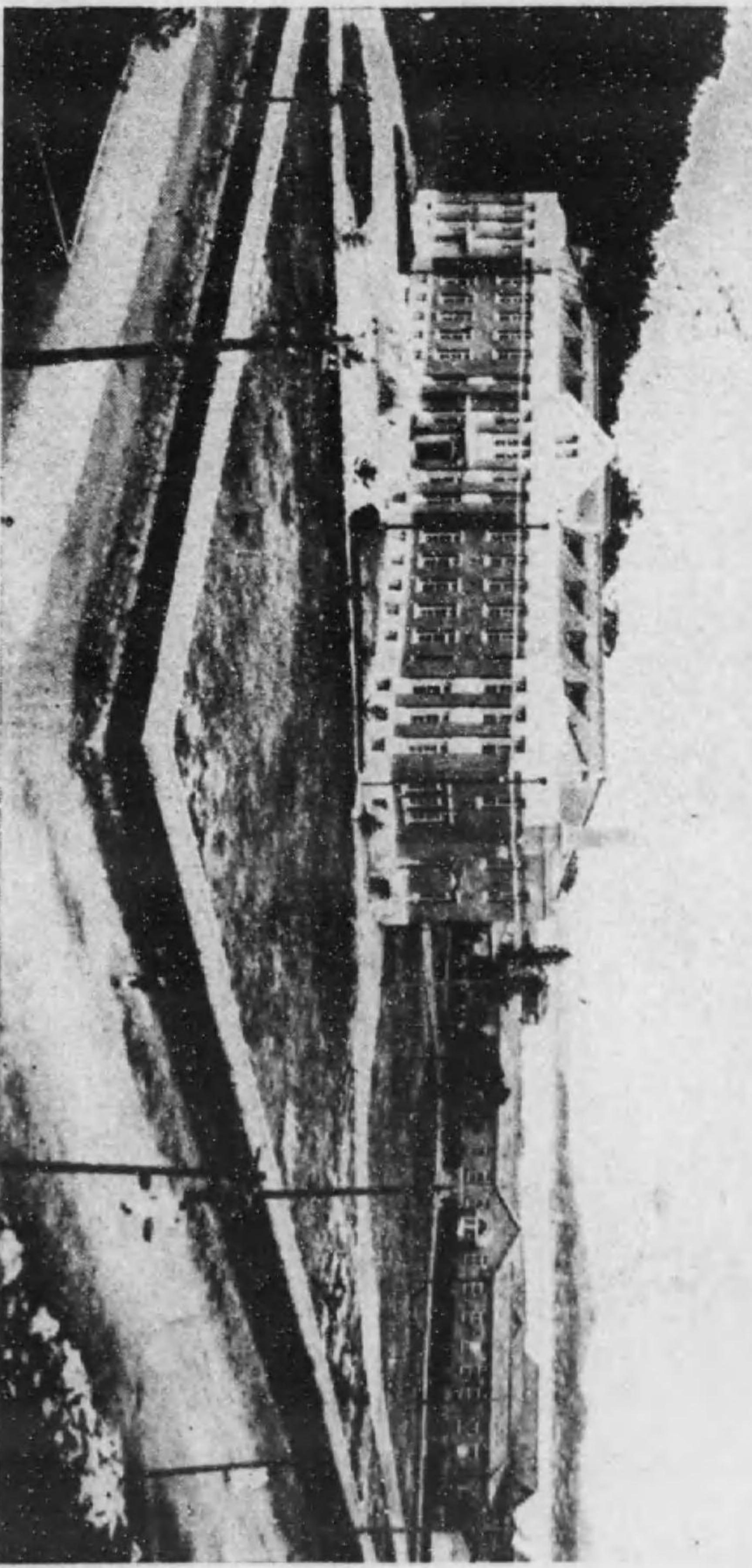
ロ・**醫生** 醫生に二種あり一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業に從事したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し地域を定め五年以内の期限を附して其の開業を免許したる者なり朝鮮人は主として此等の醫生に依りて醫療を受け重要な醫療機關の一たるを以て之に醫術を教養せしむるの必要を認め教育規程を發布し又教養上各地の統一を期する爲大正七年醫方綱要なる教科書を編纂して之を醫生及公醫警察官署等に配付し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあり

ハ・**產婆** 従來朝鮮人にして產婆を業とするもの全くなりしのみならず一般に分娩

に際して他人の介補を嫌忌せしが近時漸く其の効用を認むるに至れり内地人産婆は内地人の増殖に伴ひ漸次其の數を増加するも多くは都會地に開業し偏鄙の地に於ては殆き其の影を見ざるを以て大正二年冬期より各慈惠醫院に於て助産婦及び速成助産婦の養成を開始し次で大正三年七月産婆試験規則を發布して各道に於て産婆試験を行ひ以て其の增加を圖れり

ニ 看護婦 医師病院の増加に伴ひ看護婦の需要亦漸次増加し來りたるを以て資格を限定し且業務上の取締を爲すの必要を認め大正三年十一月看護婦規則を制定施行し看護婦は總て免許を受けしむること、し尙試験の制を設け各道に於て試験を行ふことをせり

本種痘施術生 種痘普及の爲明治三十二年各道に種痘認許員を設置し其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許せしも古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むの風習あるを以て内地人に對しては特に婦人のみを許せり尙大正十二年朝鮮種痘令發布に伴ひ從來の種痘認許員を種痘施術生に改めたり



第二節 藥品取締

1 藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を發布し更に朝鮮總督府令を以て之が施行規則を設け藥劑師、製藥者、藥種商、賣藥業者等の各業務範圍を限定し毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ殊に阿片煙の密輸入不正販賣吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之が取締を行ひたり然るに歐洲戰亂以來阿片及アルカロイド等の價格暴騰に因り平安北道及咸鏡北道等に於て阿片製造に要する罂粟の栽培を爲す者續出せるを以て大正八年六月朝鮮阿片取締令を發布し阿片製造に要する罂粟の栽培を制限し生産阿片は政府に收納して賠償金を交附し同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け其の販賣授與に付ても亦嚴重なる取締を加へ一方朝鮮刑事令の厲行と相俟つて阿片煙の吸含は全く其の跡を斷つに至れり然れども之と共に又「モルヒネ」類の注射服用を行ふて阿片烟吸含に代へ其の害阿片に讓らざるものあるを以て之を防止するの必要と共に國際阿片條約を厲行せむが爲大正九年十二月「モルヒネ」「コカイン」と其種類取

締に關する件を發布して官藥品に對する輸入を制限し且鮮内に於ける該藥品の製造販賣に就ても亦嚴重なる取締を加へしが尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點ありしを以て大正十二年一月及六月の兩度に亘り右府令を改正し如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の奥書證明を必要とし右手續を了せざる者に對しては一切其の所有所持を禁止し其の他賣藥検査規定を定め又大正二年七月藥品巡視規則を行して漸次藥品及賣藥の精良を期し併せて一般藥業者に對する取締を厲行しつゝあり

四 藥師劑 内地に於ける有資格者及制令の規定に依り朝鮮總督の免許を受けたる者は其の届出に依りて開業を許し大正五年四月藥劑師試驗規則を發布して大正十三年までに於て内鮮人受験者の中通計八十名の合格者を出せり

第三節 飲食物及其の他物品の取締

飲食物其の他物品に關する取締は本府始政後大に其の必要を認め牛乳營業取締規則、

衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及冰雪營業取締規則、「メチール、アルコホル」（木精）取締規則等を發布して之が取締を厲行し又飲食物及飲食用器具並藥品等にして化學的試驗を要するものは從來各道より總督府衛生課衛生試驗室に送付せしも遠隔の地に於ては處理上敏活を缺き且衛生試驗を要すべき營業願届等の處分に多大の不便あるを以て大正二年以降逐次各道に衛生試驗室を設置し藥劑師たる技術員を配屬し大正十年度を以て之を普及完成し以て不良飲食物取締上遺憾なきを期せり
要すべきを以て同地公種痘に對しては特に無料配付を爲しつゝあり

第四節 痘 苗 製 造

痘苗は朝鮮總督府獸疫血清製造所に於て之を製造す府面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし朝鮮總督府醫院、道慈惠醫院藥劑師、藥種商の請求に依り賣下ぐるもののは定價を二割減とせり又間島は地域相接し同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て同地公種痘に對しては特に無料配付を爲しつゝあり

第五節 屠場及屠畜

屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳發布の規定に依り各道に於て適宜規則を制定し來りしか大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至れり大正十二年末に於ける屠場數は千三百二十一箇所にして同年の屠畜頭數は牛二十八萬餘頭、馬五百餘頭、豚十九萬餘頭なり

第六節 牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うること少く唯内地人又は外國人に於て需要せらるゝのみなりしを以て何等法規の存するものなかりしが近來鮮人間の需要漸次増進し營業者の數も亦增加したるを以て明治四十四年該規則を發布し爾來之を厲行せり

年	搾乳場數		乳牛數	重量	價值	高額
	大正十年	大正十一年				
大正十一年	廿六	廿七	七〇頭	四〇三石	四三九元	五三、四〇〇元
大正十年	八六	八九	四九六頭	二二、四〇石	二九九元	三九九、三〇〇元

年	搾乳場數		乳牛數	重量	價值	高額
	大正十年	大正十一年				
大正十一年	廿六	廿七	七〇頭	四〇三石	四三九元	五三、四〇〇元
大正十年	八六	八九	四九六頭	二二、四〇石	二九九元	三九九、三〇〇元

本表搾乳場數及乳牛數は各年末現在數なり

第七節 汚物掃除

汚物掃除に關しては從來府面に於て之を厲行し又春秋二季の清潔方法の如きも數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致し來れる結果今や都鄙共に進んで之を行ふに至り便所、井戸、下水の改修も亦此の機會に於て着々として實行せられ各地の衛生狀態逐年面目を改めつゝあり

第八節 海港検疫

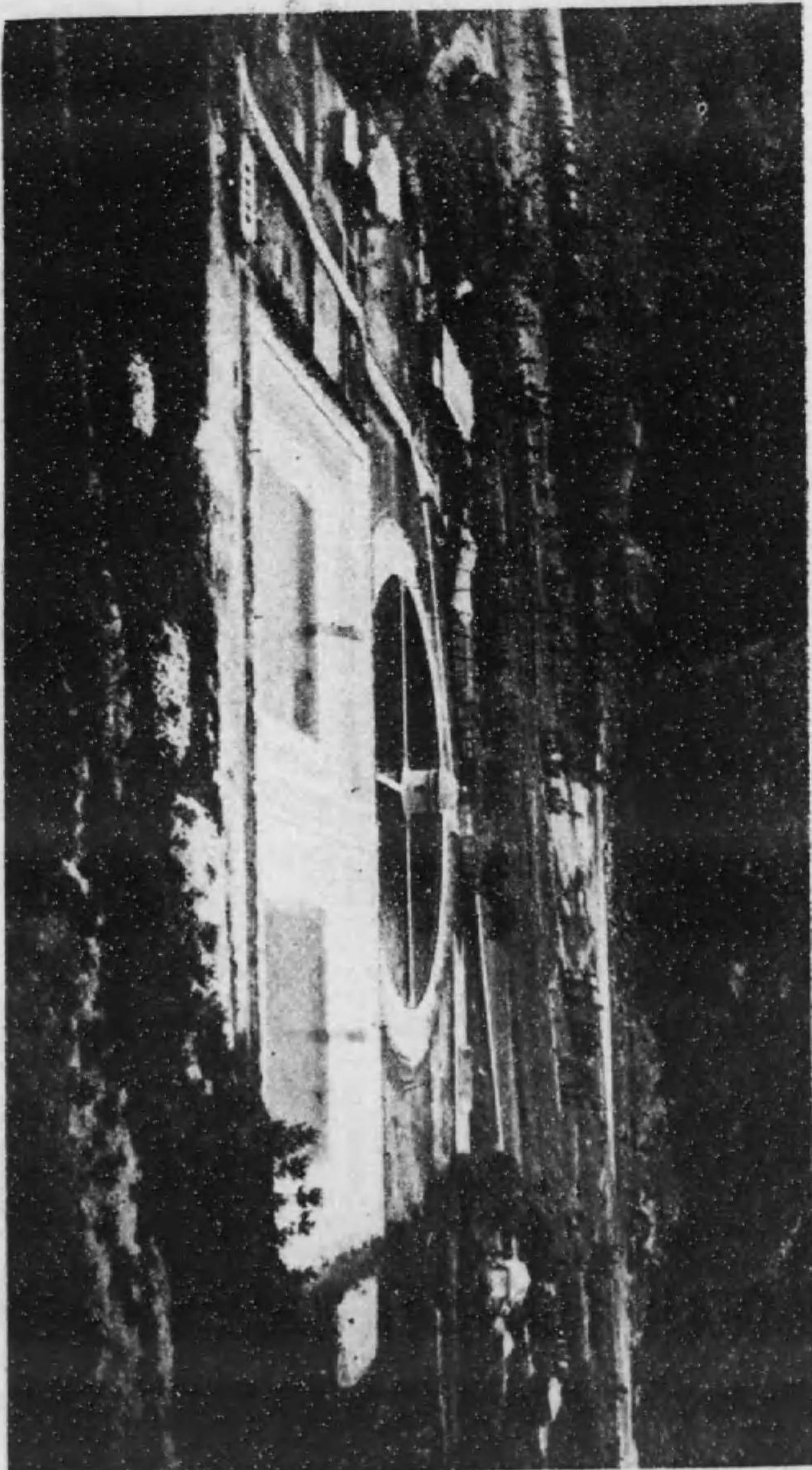
海港検疫は警察官署の管掌に屬し朝鮮外より來る船舶に對して之を行ふ現に檢疫所の設置は仁川、釜山、群山、木浦、馬山、元山、城津、淸津、鎮南浦、新義州、龍岩浦及雄基の十二港あるも其の設備未だ完からずして防疫上の遺憾渺なからず

第九節 上水

1 水道 朝鮮は一般に飲料水不良なるを以て之が改良の緊要を認め併合以來毎年國費及地方費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめつゝあり現今水道の設備あるは京城、仁川、光州、清津、咸興、新義州、晋州、釜山、平壠、木浦、鎮南浦、群山、羅南、會寧、元山、義州、鎮海、大邱、海州、公州、清州、全州、江景、統營の二十四箇所にして此の外浦項及春川は目下施工中に屬し尙大正十三年度より新規起工のものに金泉、平康、城津の三箇所あり
公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り同年度以降普及を圖れり本事業は大正八年度より一定の財源を與へ國庫補助を廢して之を地方費に移し爾來益其の改善を加へ各地水質検査と相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至れり

第十節 傳染病

コレラ 病は大正元年來絶えて其の流行を見ざりしも大正五年七月香港よ



大邱水道池

り病系を承け更に内地流行の餘響を蒙りて同年末迄全道の患者總數二千六十六名死者一千二百五十三名の多きに達して漸く終熄せり其の後大正八年五六月の頃南支那より漸次朝鮮に傳はり各道に蔓延して患者總數一萬六千九百九十一名内死亡一萬一千八十四名を出し大正九年は平安南道鎮南浦に發したるを初ミし十二月慶尚北道に至りて終熄し其の患者總數二萬四千二百二十九名内死者一萬三千五百七十七名を算し大正十年に於ては上海に於て七月下旬初發以來益猖獗を極むるの状況なりしを以て同地より來航の旅客に對して停留検疫を施行し極力病毒の侵入防止に努めたる結果釜山府に於て患者一人内地系統のもの發生せるに止りたり次で大正十一年支那及内地に於て患者發生し慘状を極めたるも朝鮮に於ては醫療機關其の他諸施設の不完全なるにも拘はらず豫防に最善の努力を盡したる結果平安北道の一部に發生を見たる外幸に未然に防止し得たり又大正十一年に於ては支那及内地の状況に應し防疫措置を講したる結果幸に病毒の侵入を免るを得たり

痘瘡 朝鮮人間に於ては古來痘瘡は人生必ず経過せざるべからざる災厄さなし到底人力を以て済ふ能はずと信じて毫も豫防の方法を講ぜざりしのみならず種痘施行

の命を受くるや徒に疑懼の念を抱きて之を忌避するの状況なるを以て種痘施行に際しては各警察官に於て種痘は痘瘡豫防唯一の良法なるを説き其の普及に努めたる結果漸次弊風革まれも尙多數の患者を出すの憾あり仍て本府は大正十二年朝鮮種痘令を發布して種痘の普及を圖れり

八 赤痢 赤痢病に關しては年々検病的戸口調査を爲し之が發見を怠らす尙清潔方法を厲行し上水下水の改良を圖ると共に一面豫防液の注射を行ひ専ら其の防遏に努めつゝあり

ニ 腹竈扶斯 本病に付ては豫防接種を希望者に無料施行すると共に一般に傳染病の知識を理解せしむる爲に豫防宣傳の活動寫眞「フキルム」を作製して之を各道に配付し豫防に努めつゝあり

		傳染病患者					
		虎列刺	赤痢	腹竈扶斯	痘瘡	チフス	温紅熱
同 大 正 十 二 年	同 十 一 年	一	一・九三	一・五三	一・七六	一・三七	一・五九
	同 十 一 年	二	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		三	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		四	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		五	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		六	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		七	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		八	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		九	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		十	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		十一	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八
		十二	一・五三	一・五三	一・三六	一・二七	一・三八

第十一節 地 方 痘

地方病に關しては本府始政以來之が調査研究に努め各地共に中間宿主たる河貝子の採取、河水使用の制限其他の方法を以て之が豫防に努めつゝあり

瘤患者も亦各地に散在するを以て全羅南道高興郡小鹿島に慈惠醫院を設け一定の人員を收容治療せり又釜山、大邱及光州には外國人經營の療養所ありて各若干の患者を收容せり此等の經營者に對しては大正十二年度より相當補助金を交付することせり

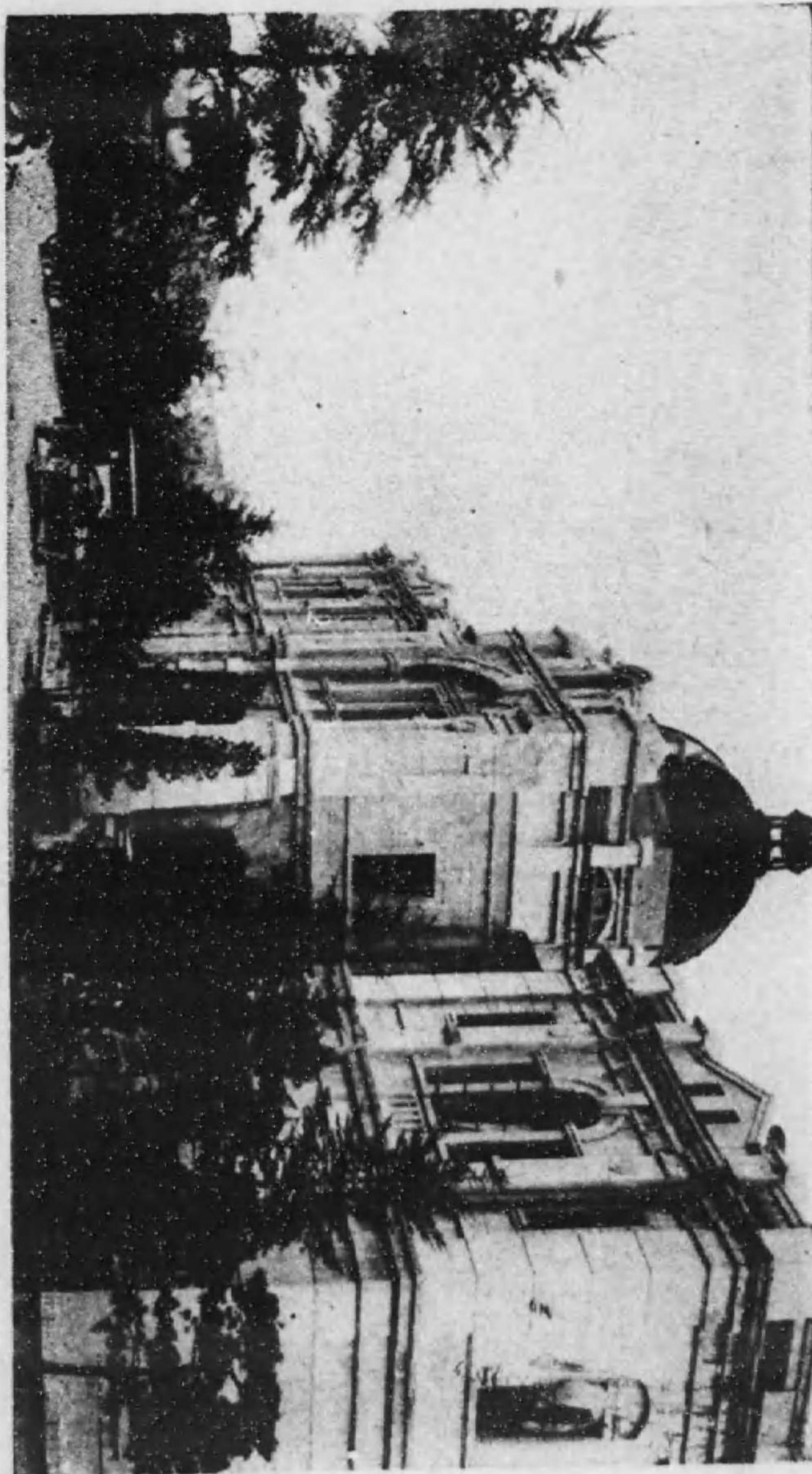
第十二節 獣 瘟

獸疫中最怖るべきは牛疫にして毎に隣接の支那領土内に常在するが故動もすれば其の侵害を被るに因り之が嚴密なる防遏及血清注射を厲行せし結果近年漸く其の害を免る

に至れり流行性鶴口瘡も對岸支那に常存し年々増加の傾向を呈し殆ど牛痘流行時こ
相俟て病魔の侵襲を受け損害頗る多きを以て之が防遏に全力を盡しつゝあり

第十二節 移出牛検疫

大正四年七月移出牛検疫規則を發布し釜山及馬山港より牛牛を移出するものに限り二十日間の検疫を行ふこと、せしが翌年十月更に同規則を改正し元山及城津にて健康診斷を行ひ從來生牛の移入を許さざりし敦賀港に對しても亦移出し得ること、せり又釜山に於ける繫留検疫日數は十八日以上なりしか農商務省と交渉の結果之を短縮して二日に短縮したるも此結果検疫終了内地に陸揚後牛痘に罹りたるもの生じたる事例に依り大正十一年十二月農商務省の交渉を容れ更に繫留日數を延長して十五日以上こ
し内地到着後直に陸揚するを得ること、せり



第二十章 司法

第一節 裁判制度

朝鮮に於ける民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所之を掌る而して該裁判所は高等法院、覆審法院及地方法院に分ち地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲地方法院支廳、又登記及公證の事務を取扱はしむる爲地方法院出張所を設置せり地方法院は民事及刑事に對して第一審裁判且非訟事件に關する事務を取り扱ひ覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行するの制度なりしも其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判断に屬せしむること、爲し大正十三年一月一日より之を實施せり

地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件死刑、無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件但し刑法第一百三十六條第二百三十八條及第二百三十九條の罪並其の未遂罪にして豫審を経ざるもの除きたる事件、短期一年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経ざるもの除きたる事件、短期事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむ

裁判所一覽

高等法院 覆審法院	地方法院 支廳	地方法院 出張所
京 城	京 城	京 城
X大田X江原X城 山天安X浦州X忠州	X開城X驛州X水原X仁川 月春川X龍原X原州	廣州議政會 安城平澤水陸浦 堤川抱川加平陽平利川金良 華川金化平康伊川
X北青X元山 咸興	X北青X元山 永興江	義城扶餘大川青陽禮山唐津酒隱
X定州X城邊X江界 新義州	X定州X城邊X江界 海州	通川高城襄陽定平高原文川安邊洪原 利源始川新興長津豊山三水甲山
X瑞興X義寧 大邱	X瑞興X義寧 大邱	黃州順川孟山陽浦成川江東中和江西
X蔚州X馬山X密陽X統 釜山	X蔚州X馬山X密陽X統 光州	義州龜城泰川崇山照川博川宜川麟山 龍岩浦朔州昌城碧溪酒原慈城厚昌
X蔚州X居昌 慶州	X蔚州X居昌 慶州	延安金川新溪馬山長淵殷栗安岳信川 沙里院達安谷山
X蔚州X昌寧 南韓	X蔚州X昌寧 南韓	眞州青松英陽浦項水川慶山浦道高 島三陟
X蔚州X西歸浦 濟州	X蔚州X西歸浦 濟州	潭陽谷城求禮光陽 珍島西歸浦
X蔚州X昌寧 南韓	X蔚州X昌寧 南韓	昌安邑山東榮金海固城泗川

京 城	京 城	京 城
大 邱	平 壤	公 州
X蔚州X昌寧 釜山	X蔚州X昌寧 南韓	X大田X江原X城 山天安X浦州X忠州
X蔚州X居昌 慶州	X蔚州X居昌 慶州	X北青X元山 咸興
X蔚州X西歸浦 濟州	X蔚州X西歸浦 濟州	X定州X城邊X江界 新義州
X蔚州X昌寧 南韓	X蔚州X昌寧 南韓	X定州X城邊X江界 海州
X蔚州X昌寧 南韓	X蔚州X昌寧 南韓	X蔚州X昌寧 南韓

本表中※印を附したるは合議部の制ある地方法院支廳とし×印は豫審を取扱ふ地方法院支廳なり
但し群山支廳には刑事の合議部なし

全 州

錦山 南原 × 井邑 × 計

醴安 茂朱 長水 在實 潤昌 高敞 扶安 金提

第一節 適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令朝鮮刑事令に於て民法刑法其他重要な内地法規に依るべき旨を定めたるも民事にありては當初民法中能力、親族相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ること、し不動產に關する物權の種類及効力は民法に定めたる物權を除くの外仍慣習に依ること、せしが大正十一年十一月民事令中に改正を加へ朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし且無能力者の保護を完全ならしむる爲民法其他法律中能力、親權、後見、保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用すること、し同年十二月一日より之を實施し猶親族相續に關する事項に付大正十一年十二月民事令中に改正を加へ能力及無能力者の保護機關に於ける同様婚姻年齢、裁判上の離婚、認知、親權、後見、保佐人、親

族會、相續の承認及財產の分離に關する規定を朝鮮人に適用すること、し分家、絶家再興、婚姻、協議上の離婚、縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出づるに因りて其の効力を發生することなし大正十二年七月一日より之を施行したり

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したるも大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り此等兩法律は朝鮮に於ても之を施行するの適當なるを認め上記大正十一年十二月民事令改正の際之を加へて翌十二年一月一日より施行したり
刑事に在りては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内殺人罪、強盜罪に限り朝鮮人に對し舊韓國刑法の効力を有せしむること、なしたりしか大正六年十二月本規定を削除せり其の後大正十一年五月刑事訴訟法の改正行はれ當然朝鮮にも適用せらるべきものなるも朝鮮現時的一般社會の實情は内地と相同じからざるものあるを以て茲に刑事令の改正を行ひ多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に大正十三年一月一日より施行せらる其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれたる笞刑制度も存置するの妥當

ならざるを認め大正九年三月三十日朝鮮笞刑令を廢止し以て刑罰上の區別を撤去し又同年四月特に朝鮮人に對して恩赦を行はせられたり

第三節 不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年三月朝鮮不動産登記令を發布し原則として不動産登記法に依ることを定めたり古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡しに由り之を行ふに過ぎざりしを以て併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並土地建物所有權證明規則を發布し賣買、贈與、交換、典當の各事項の外所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ以て其の權利の確保を期したり爾來時勢の推移に伴ひ複雜なる權利關係を生じたるを以て明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を發布し府尹郡守を以て證明官吏と爲し證明すべき權利を所有權、典當權の二種に限りたるこゝ從前と異らざるも朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗するの要件となし權利確保上舊規則の缺點を補へり然れども該令は元來土地臺帳の設備に至る迄一時權宜の處置たるに過ぎざるを以て土地調査の

進行に伴ひ土地臺帳を設備したる地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し同時に證明事務を廢止するの順序とし大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行せり

第四節 戸籍事務

朝鮮に於ける民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申告を督勵し且警察官をして戸口の實查を爲さしめ爾來地方行政機關漸く備はり府面の事務亦次第に整頓するに至りしを以て大正四年四月更に同法を改正し戸籍に關する事務を府尹、面長の管掌に移したり然れども本法は朝鮮人に限り適用するものにして朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依りて身分に關する届出を爲すものとせらる又内鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものなれども從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き共通法の施行を留保せられたる結果完全有效に行はるゝことを得ざりしが大正十年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ共通法第三條及戸籍法第四十二條の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續は完全に行はるゝこととなり然れども民籍法は漸く時勢の進運に適

應せざるに至りたるのみならず單に戸籍手續の大綱を示すに止り其の運用上困難渺か
らざるを以て夙に之が根本的改正を企劃せられ一面之密接の關係を有する親族相續
に關する實體法規の改正に着手せられたるを以て其の完成を待つて實行すること、な
り大正十一年十二月制令を以て民事令の改正せられたるを機こし總督府令を以て朝鮮
戸籍令を發布し大正十二年七月一日より其の施行を見茲に始めて多年の懸案を解決し
たり。

朝鮮戸籍令の内容は大體に於て内地の戸籍法に則り戸籍の記載事項届出事項等に付親
族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し詳密周到なる規定を設けて
戸籍の確保を期したるものなり改正の特色の一ニを擧ぐれば戸籍事務の監督は道知事
郡守又は島司の管理に屬したるを司法の機關たる裁判所に移したるゝ朝鮮内地間婚姻
に因る入除籍手續を認めたりしを廣く各地域間有力なる原因に基く家の出入に關し其
の戸籍手續を定めたる如き從來の戸籍制度に比し遙に進歩したるものこそなす。

第五節 公證事務

大正二年五月朝鮮公證令を施行し公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ
來りたるも翌年五月地方法院出張所の設置ご同時に出張所に於て亦之を取扱ふこと、
なりたるが大正四年三月朝鮮公證令施行規則及朝鮮公證手數料規則に改正を加へ同四
月一日京城地方法院所屬の專務公證人一人を任命し裁判所外に於て其の事務を取扱は
しめ同院（支廳及出張所を除く）に限り該事務の取扱を廢したり

第六節 執達吏事務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ且裁判所及檢事局の長は警察
官吏其他適當と認むる者をして該職務を行はしめ得る定めにして當初は警察官吏を
して兼掌せしめたるが逐年事務の增加に伴ひ專務の執達吏職務取扱者の必要緊切なる
に至りたるを以て官吏に非ざる執達吏職務の取扱者を指命し漸次地方法院及主要なる
地方法院支廳所在地に事務所を設置せしめたり

第七節 供託事務

從來供託の事務は供託法の制度に則り主として金庫及朝鮮總督の指定したる倉庫營業者之を取扱ひ尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し供託事務を取扱はじめ來りしも其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ大正十一年度より金錢及有價證券の供託事務は新に供託局なる官廳を設置して之を取扱はしむること、爲りたるを以て朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ大正十一年四月一日より内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し從來の金庫に代はりて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむること、せり然れども邊陬の地に於ては一々同局を設置するこ能はざるに拘らず隨處其の必要を存するを以て各地方法院の所在地に之を設置するこ共に其の設置なき地に於ては從前の通り朝鮮總督の指定したる銀行其の他適當と認むるものをして之を取扱はしむること、なしたり

第八節 監獄

明治四十二年十一月統監府監獄は韓國監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を承継し翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱せり爾來大に獄舎の改善獄務の刷新を行

ひ大正九年三月朝鮮笞刑令廢止と共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監と爲し新に分監七箇所を開設せり次て大正十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め其の内容の改善を圖るこ共に職員の待遇を改め更に開城分監を本監に昇格せしめて之を特設少年監となしたり

目下京城、西大门、永登浦、公州、大田、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、木浦、全州、開城及金泉の十七の本所と春川、清州、元山、江陵、鎮南浦、金山浦、瑞興、金泉、安東、馬山、晋州、濟州及群山の十三支所あり又在監者は近來司法制度の整頓に伴ひ漸次增加し特に大正八年全鮮各地に亘りて妄動事件の勃發するや保安法違反及騒擾罪を以て檢舉せられ入監したるもの頗る多く大正八年末迄に實に一萬二百五十九名に達し其の拘禁處遇に困難を極めたりしも翌九年四月減刑の恩典に沿したる受刑者二千六百餘名に達し一時在監者の減少を見其の後復た笞刑令廢止に伴ひて逐次增加しつゝありしも監獄擴張工事今や殆んど完成し拘禁狀態漸く改まり在監者の種類、罪質、犯數、年齢、性格等の法定分類は略之が厲行を期するを得るに至りたるこ監獄當局の行刑及作業上に銳意努力せる結果囚情平穩にして改過遷善の兆

候を認むるもの多く爲に假出獄の恩典に浴して出獄するもの漸次増加し其の結果在監者の減少を見るに至れり。監獄作業に付ては疾病其の他の事故に依る休業を除く外受刑者全部を就業せしむるに至り年々其の收入を増加したるも大正九年五、六月の候より急劇なる財界の變動を來し作業經營上於ても其の影響を蒙ること渺からざりしが近時稍順調に趨ける。一面監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し其の後共通法の施行、笞刑の廢止に付ては指紋原紙に代るに受刑追加小票を使用する等種々事務の簡捷を計れり近來刑事被告人に対する指紋利用の普及せらるゝに從ひ警察署、裁判所、檢事局等より指紋の對照を求め來たるもの著しく増加し其の數一昨年の二倍を超へ發見の數亦好成績を挙げつゝあり。

第九節 免囚保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下附手續を制定し同年度より毎年金五千圓を交付し來りたるが大正九年度に至りては更に壹萬圓を増加して其の發展促進に力を致せり其の結果總督始政の當時に在りては僅に一保護團體の設立ありしに止まりしも今や官民有志の協力に依り大正十二年度末に於ては其の數二十六を算し事業の成績亦大に見るべきものあるに至れり。

出獄人保護機關		大正十二年度	
保護團體	所在地	收人	支出
京城救護會	京	八六二	七九三
開城大成會	城	二二五	一八六
春川保護會	春	一四九	一三〇
大田自強會	田	一〇七	一〇七
忠北有聲會	州	一〇九	一〇九
公州慣業院	州	一〇九	一〇九
大田自強會	城	一〇九	一〇九
合計		四七三	四七三

保護團體	所在地	收人	支出	資產
護人寄保	護人寄保	一時的保	收人	支
護人寄保	護人寄保	一時的保	支	收入
護人	員	員	出	資
員	員	員	資	產

保護團體

所在地

護收人容員保

護收人容員保

一時的員保

收入

支出

資產

咸興保護會
元山保護會
江陵保護會
清津保護會
平壤保護會
鎮南浦獎善院
平北保護會
海州保護會
瑞興保全會
大邱當成會
金泉尚善會
安東辛酉會
釜山輔成會
扶波會
晉州館

馬晉安大瑞海新鎮平清江元咸
義南州山山東泉邱興州浦境津陵山興

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

光州有關會
木浦成美會
濟州成美會
全州有終會
群山誠之會
計號

全濟光
州州浦州

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

一九四一年六月二十一日

第一十一章 古蹟調査及朝鮮史編纂 附博物館

1 古蹟調査 本府は明治四十二年以來韓國政府時代に著手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し大正四年一旦其の終結を告げ既に「韓紅葉」「朝鮮藝術の研究」「同續編」「古蹟調査略報告」等を發行し別に「朝鮮古蹟圖譜」を公にせしも朝鮮古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず近來交通機關の發達並產業の勃興に隨ひ遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸するの虞あるを以て速に之が調査を遂け且其の保存の方法を講ずるの必要を認め翌五年四月更に新計畫（他の先史遺蹟の調査並遺物の蒐集）古墳（中期以前に屬する墳墓の調査並遺物蒐集）古建築物（中古以前に屬する主要なる墳墓の形狀の調査）史蹟（都城、宮殿、城牆、城門、宮殿、官署、寺廟、交通路、驛站、烽火台等の調査）古文書（碑、祠宇、壇廟、客舍、校舎、寺刹、橋梁等の調査）金石其の他考古物（佛像、塔、燈、碑、石刻、幢竿、石獸、石人、石槽、銅、青銅、鐵、漆器、樂器、繪畫、檻板等とならへき古文書の調査並蒐集）等に分ち調査地域を第一年度は漢置郡及高句麗の遺蹟並有史前の遺蹟に關して黃海道、平安南道、平安北道、京畿道、忠清北道第二年度は三韓、伽倻、百濟及有史前の遺蹟に關して京畿道、忠清南道、忠清北道、慶尙南道、慶尙北道、全羅南道、全羅北道、第三年度は新羅並有史前の遺蹟に關して慶尙北道、慶尙南道、全羅南道、全羅北道、第四年度は蠶泊、沃沮、渤海、女真等の遺蹟並有史前の遺蹟に關して江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、平安南道、平安北道、第五年度は高麗並有史前の遺蹟に關して京畿道を定め朝鮮期に屬する調査は各年度に於ける地域の區分に依り便宜之を行ひ各時代の遺蹟にして豫定の地域外に屬するものは其の地方の調査を爲す際便宜之を行ひ臨時急速を要する事情のある場合及博物館陳列品として急速蒐集の必要あるものは豫定地域外に屬するものは其の地方の調査に着手し十年三月末を以て完結し毎年の調査は報告書を印刷して公にするこゝし同年九月より調査又古蹟調査の計畫並實行の方法順序等を審議し古蹟の保存、遺物の蒐集、古蹟遺物名勝地等に影響を及ぼすべき施設に關する事項並古文書の調査蒐集に關する事項を審議し且實地の調査に當らしむる爲古蹟調査委員を置き委員長及幹事を任命して隨時委員會を開くとに定め太正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し貝塚、石器、骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟、古墳並都城、宮殿、城柵、關門、交通

路、驛院、烽燧、官府、祠宇、壇廟、寺刹、陶窯等の遺址及戰跡並其の他の史實に關係ある遺蹟、年代を経たる塔、碑、鐘、金石佛、幢竿、石燈等にして歴史工藝其の他考古の資料となるべきものゝ中保存の價值あるものに對しては名稱、種類、形狀、大小、所在地、所有者又は管理者の住所、氏名若は名稱、現狀、由來、傳說、管理・保存の方法等を臺帳に登録し此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ臺帳に登録したる物件に關し現狀を變更し移轉、修繕、處分等を爲す場合は總督の許可を受けしむることとし必要な遺物を登録し同時に主要なる遺蹟及遺物に順次保存工事を施行せり

以上の如くにして朝鮮に於ける遺蹟遺物の主要なるものは略ほ調査を遂げたるも既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの猶ほ太だ多きのみならず調査の進行に伴ひ新に之を發見すること亦少からざるべきを以て之が調査を繼續して過去の文化を闡明し其の形跡を保存するは國家當然の責務にして殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りて前代文化の保存を計るは最必要なる事項なるを以て依然之を繼續することとし調査の方法を一般調査、特別調査、臨時調査の三種に分ち一般調査

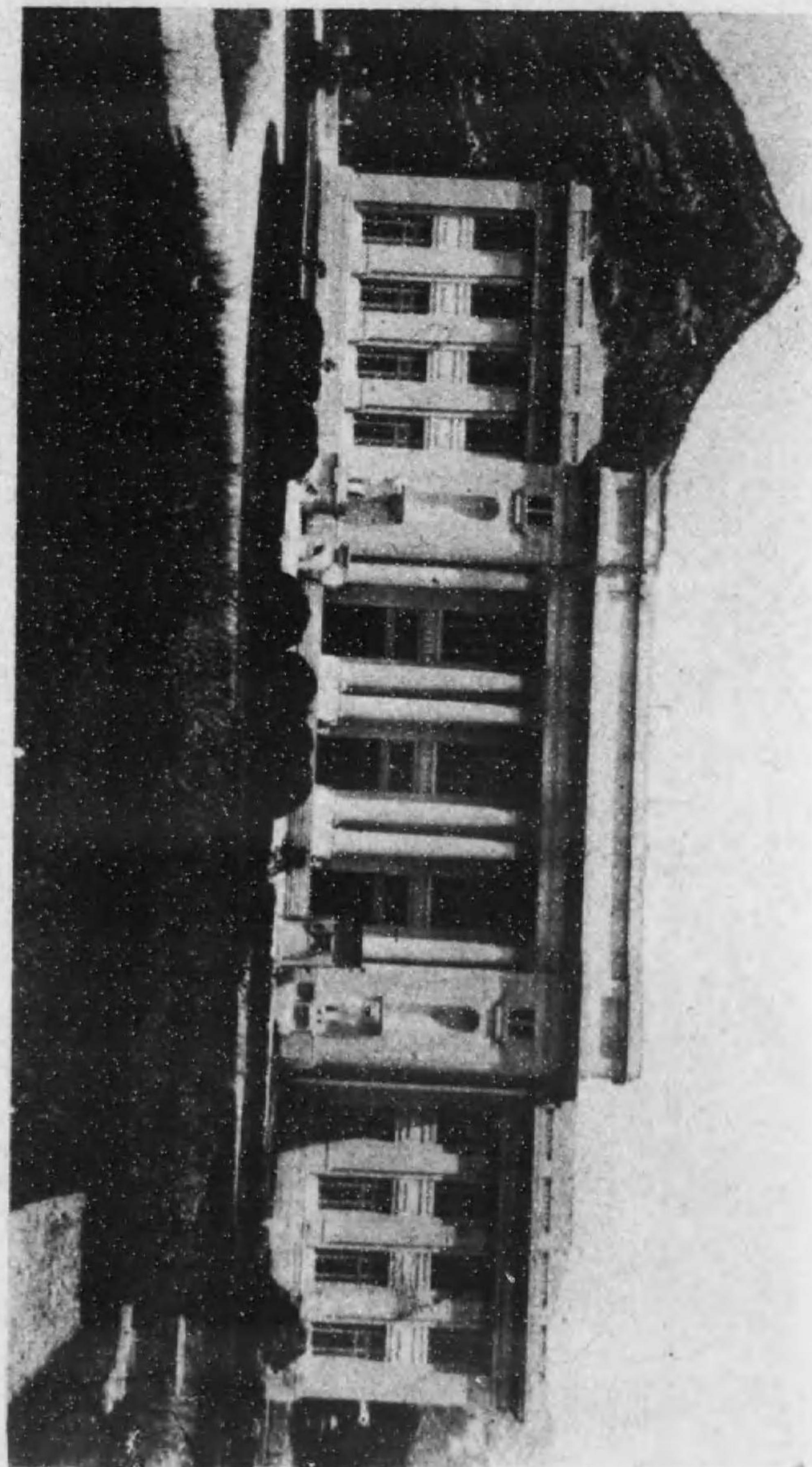
に於ては一道を分ちて其の地域内に於ける未調査の遺蹟、遺物を遗漏なく踏査し特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこととし臨時調査に於ては物件の破壊、古蹟の盜掘等の處ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し物品を蒐集し又は遺蹟、遺物の保存方法を定むることとせり

此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にするところとし既に大正五年度の調査報告書及同年度に屬する平安南道に於ける漢置郡及高句麗の遺蹟に關する特別報告書並大正六年度の調査報告書を發行し大正七、八、九、十一年度の調査報告書各一冊及大正八年度に屬する西班牙に於ける朝鮮民族の遺蹟に關する特別報告書を發行せり

又舊韓國政府以來調査せる古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘あり此等の中歴史の證徵若是美術の模範となり國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對し破損の程度に應じ施設の緩急を斟酌して順次保存工事の施行に着手し既に慶尙北道慶州郡芬墓寺九層塔、全羅北道金堤郡金山寺及慶尙北道慶州郡石窟庵を始め各所に修理工事を施したもの多し

朝鮮史編纂 大正十一年十二月本府は訓令を以て朝鮮史委員會規程を公布し十二年一月以降委員會を開催し編纂事務室を中権院内に設けて之に着手せり從來總督府に於ては古蹟遺物等の調査に就き相當成績を挙げ歴史に關するものにも亦た力を盡したるが何分にも文化の淵源甚だ遠く且つ複雜なる關係上一層精密なる調査を要せるを以て本委員會を開設せり委員會の決定せる事項は一編纂、二史料蒐集、三出版にして目下は主として史料蒐集の時期に在り

博物館 博物館は大正四年五月始めて博物館係を置き同年十一月施政五年記念物産共進會の終了と同時に其の會場たりし景福宮内の一建物を用ひて之に充てたるものにして同年十二月一日以來一般の觀覽を許せり
開館當時に在りては共進會の際に建築せし美術館を以て本館とし故寺内伯爵の寄附に係る朝鮮古來の書畫、佛像、佛具、食器、服飾品、婦人用具、陶磁器、漆器の外本府に於て購入せし物品並古墳調査に依り蒐集したる物品及遺失物法に依り國に歸屬したる埋藏物等を陳列し思政殿及勤政殿廻廊に石碑、鐵製及石造の佛像、石棺及兵器類を陳列し庭園には石塔、石碑の類を配置せり其の後久原房之助氏の寄附に



(城 堡) 館 物 博 府 言 義 韓 國

係る西域蒐集品（大谷光瑞師が前後四年に亘り支那新疆省及甘肅省地方にて蒐集したもの）及本府の購入に係る物品蒐集したる物品並發見埋藏物、寄附品、寄託品

古墳壁畫、同模寫、金石文並之に關係ある蒐集品、古墳出土品、先住民の遺物及對照地圖、繪畫、寫眞等を陳列せり

本館は朝鮮唯一の官設博物館たるを以て朝鮮を主とし支那、印度等の参考品を併せて陳列するの方針にて種類を概ね制度、風俗、文藝、宗教、美術、工藝等の微渺及

参考となるべき物品並先住民に關する遺物を専ら之が充實完備に努力せり

第一二二章 在外朝鮮人に關する施設

在外朝鮮人の大部は滿洲及西比利亞に在り滿洲に於ては龍井村、吉林、奉天、ハルビン、安東縣を西比利亞に於ては浦潮、ニコリスクを中心として各地に散在し其の數一百萬を稱せられ多くは、此地方に於ける農業の如きは殆んど朝鮮人の獨占に屬せり此等の移住民には農業に從事し間島に於ける農業の如きは殆んど朝鮮人の獨占に屬せり此等の移住民には往々にして不逞者混入し朝鮮の獨立を唱へて或は良民を煽動脅迫し北京、上海の獨立運動者と相連絡して不穩の畫策を爲せり且彼等は外國領土内に居住するを以て我が警察權の及ばざるに乘じ時に隊伍を組み武器を携へ國境を越て侵入し警備機關を襲ひ良民を殺傷し家屋を毀ち財貨を奪ひ暴虐を逞し特に大正九年九月十月の二回に亘り不逞者と馬賊との混合より成る一團の賊は間島琿春を襲ふて内地人の家屋を破壊し財物を強奪し之が爲に殺戮せられたる内鮮支人二十餘名負傷者十餘名に達せしを以て帝國は直に出兵して此等賊徒の討伐に當り支那政府も亦兵を送りて我軍と共同討伐に從ふに至れり其の結果間島地方の不逞團は漸く影を潜め漸次平穏に歸したり

更に上海、布哇、北米合衆國等に於ける在住朝鮮人中には併合當時不平を抱きて其の地に遁走せしもの渺からず移住民中の誠實なるものも亦獨立運動者の脅迫に依り所謂獨立資金の供給を餘儀なくせられ其の情狀寧ろ憫むべきものあり彼の上海に於て所謂假政府を樹立し後佛國官憲の強制に係り其の解散を命ぜられたる一派は今尙各地に出現し或は朝鮮内に潜入り來りて運動資金の募集に努め或は遙に海外より不穩なる文書を送りて良民の煽動に從事しつゝあるも今や漸く一般朝鮮人の信望を失ひたるのみならず此等不逞者間に於ても亦互に中傷讒謗を事とし四分五裂の慘状を呈し西比利亞方面に於ける武斷派と米國方面に於ける文治派の如き布哇に於ける獨立派と委任統治派の如きは多く資金の私消勢力の競爭獨立思想の放棄等を動機として軋轢分裂しつゝあるを以て驅て自滅の運命に陥るに至らんとせり又總督府に於て在外朝鮮人殊に滿洲西比利亞在住者に對しては極力其の啓發扶掖に努め普通學校書堂を設置し病院を設け隨所に醫師を駐在せしめ救療に從はしむると共に巡回施療を爲し或は朝鮮人會を設立せしめて之に補助を與へ朝鮮銀行、東洋拓殖株式會社、東亞勸業株式會社等をして同地方に於ける金融の疏通に任せしむる外間島に在ては救濟會及金融部を設けて紳農者間

の金融を圖り農耕の改善を扶け尙毎年朝鮮人視察團を招致して新施政の實際を見聞せしめ巡回講演を試み活動寫眞を觀覽せしめて趣味の中に朝鮮を理解せしむるを努むる等各種の施設を爲し更に旱水害雹害に際しては恩賜金糧災救助基金の利子を以て救恤の方法を講じ此等の保護撫育事務に從事する爲に満洲、西比利亞駐在本邦領事を總督府事務官を兼任せしめ又必要な地點には一面領事館事務兼掌の關係に於て本府判任官を駐在しめ且朝鮮人副領事を任命するの途を開き専ら總督府施設の實現と在住鮮人の指導保護ごに當らしめつゝあり

第二十三章 軍 事

第一節 陸 軍

大正四年第十九、第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り翌年四月其の編成に着手し大正十年四月を以て完成を告ぐ。又大正十一年平壌に飛行第六大隊を増設せらる

朝鮮在來の軍隊は併合の際朝鮮歩兵隊及同騎兵隊と改稱せられ駐劄軍司令官の隸下に屬し次で大正二年騎兵隊は廢止せられ目下歩兵隊のみを存して李王家の守衛及儀仗に任せり

大正八年朝鮮憲兵條例廢止せられ爾來憲兵は主として軍事警察を掌り當該警察に係るものは朝鮮軍司令官の指揮を受くることなれり

在朝鮮師團配備表

第十九		第二十		第二十一		第二十二		第二十三	
龍山		羅南		第三十八		第三十七		第三十六	
十四		平壤		成興		驍兵		騎兵	
山		羅		第七十七		第七十六		第七十五	
十八	第	第七十八	第二十九	第七十九	聯隊本部	第七十八	第二十八	第二十九	第七十四
第三大隊	第一大隊								
大田	大邱	羅山	會寧	羅南	咸興	羅南	會寧	羅南	鶴城地
大田	大邱	羅山	會寧	羅南	咸興	羅南	會寧	羅南	鶴城地

名稱	管區	十
京城憲兵隊	馬山	
大邱憲兵隊	馬山	
羅南憲兵隊	馬山	
平壤憲兵隊	馬山	
咸興憲兵隊	馬山	
咸鏡北道	馬山	
平安北道	馬山	
咸鏡南道	馬山	
平安南道	馬山	
咸鏡北道	馬山	

朝鮮憲兵隊管區表

京城憲兵隊	馬山	十
大邱憲兵隊	馬山	
羅南憲兵隊	馬山	
平壤憲兵隊	馬山	
咸興憲兵隊	馬山	
咸鏡北道	馬山	
平安北道	馬山	
咸鏡南道	馬山	
平安南道	馬山	
咸鏡北道	馬山	

〔京畿道、江原道（通川郡除外）を除く〕
 忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道の内
 〔木浦府、務安郡、羅州郡、寧邊郡、成平郡、慶光郡、
 馬城郡、光州郡、和順郡、潭陽郡、谷城郡、求禮郡、
 慶尚北道、慶尚南道、全羅南道の内〕
 〔光陽郡、麗水郡、順天郡、寶城郡、高興郡、昌興郡、
 康津郡、莞島郡、潭南郡、珍島郡、濟州郡、昌原郡、
 平安北道、平安南道〕
 〔黃海道、平安南道〕
 〔康津郡、莞島郡、潭南郡、珍島郡、濟州郡、昌原郡、
 咸鏡北道、江原道通川郡除外〕

第二節 海軍

日露戰役の際我海軍は巨濟島松真に假根據地防備隊を置き後之を鎮海防備隊と改め又

元山に防備隊を置きしが明治四十年十月元山防備隊を廢して更に鎮海灣及永興灣に防備隊を置き鎮海防備隊及永興防備隊と稱し其の後鎮海防備隊は明治四十五年四月松真より鎮海に移轉し次で明治四十四年一月帝國の海軍區を改め從來の四海軍區を五海軍區と定めらるゝや對島及朝鮮の海岸を第五海軍區とせられ軍港を慶尙南道昌原郡鎮海に置きしも當分鎮守府を置かず、佐世保鎮守府をして之を管せしめ又朝鮮咸鏡南道永興を要港となしたるも當分要港部を置かず尋で大正五年四月鎮海軍港に要港部を置き鎮海要港部と稱し永興防備隊を廢し鎮海要港部に驅逐隊艇隊及艦船等を附屬せしめ又工作部及病院等を置けり主要の職員は司令官及幕僚、港務部長、工作部長、病院長等にして司令官は天皇に直隸し麾下の艦船隊を統率し海軍大臣の命を承け軍政を掌り艦政に關しては其の所在海軍區を管する佐世保鎮守府司令長官の區處を受く大正十二年四月軍港を要港に改む

鎮海防備隊に司令及必要の職員を置き、司令は鎮海要港部司令官に隸し隊務を總理す

大正十三年十二月三十日印刷
大正十四年一月四日發行

朝鮮總督府編纂

京城府西小門町三十九番地
印刷所 朝鮮印刷株式會社

292

95

稅

關

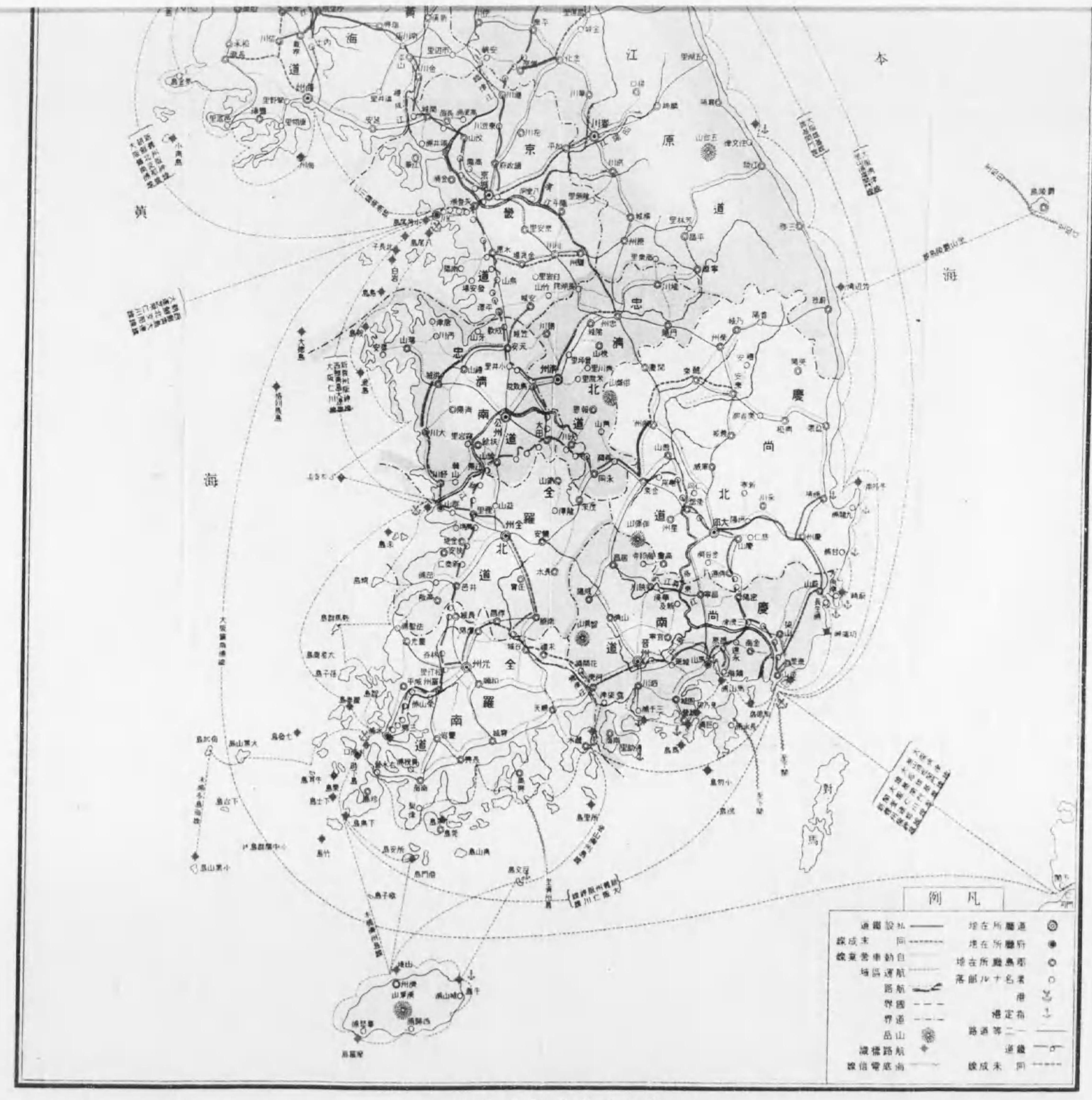
一

獸疫血清

事

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5





一之分五百二尺縮

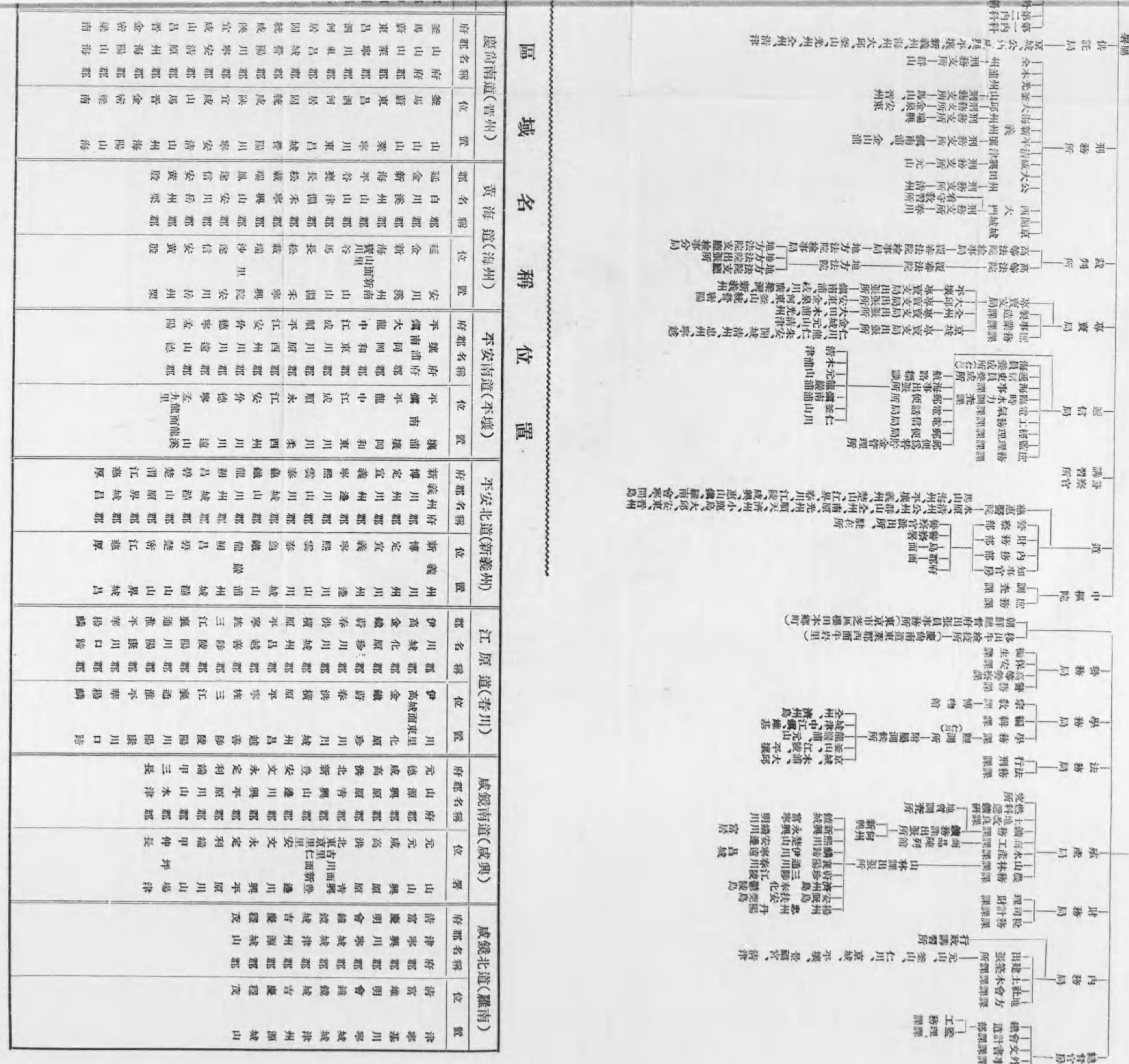
里 本 日

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

朝鮮總督府所及府督總監署

五十二年三十正大



總 署 官 屬 所 及 府 督 計

在現日五十二年三十正

地 方 行 政 區 域			
京畿道(京城)			
府都名稱	位 置	郡名稱	位 置
京 城	城 川	京 仁	永 沃
府 府	同 川	川 内	沃 報
仁 川	恩 州	仁 川	大 论
高 阳	恩 州	水 平	扶 省
富 始	恩 州	原 丹	丹 陰
水 报	川 州	原 城	陰 慾
源 堤	川 州	城 堤	利 金
原 堤	山 州	原 堤	江 政
原 堤	平 政	川 州	平 州
加 驛	平 州	川 州	端 長
長 驛	端 長	川 州	端 長

終

